

若者交流の場を作る 事業者に 補助金を交付します!



対象事業者

市内事業所で“働く若者の交流の場の創出”を目的とした取り組みを行う事業者^(※1)、団体^(※2)

対象事業

原則市内に居住し、市内事業所等で働く若者(18歳~40歳)が **10名以上**参加し、
市内で実施する**交流事業(イベント)**であること

募集 〆 切

令和5年2月28日(火) (消印有効) まで ※予算額に達した時点で受付を終了します。

補助額

補助対象経費の **10分の10以内の額** (1団体につき、同一年度**上限30万円**)

※ 対象となる経費については、裏面の対象経費をご確認ください。



※1事業者…法人事業者は、市内に本社または事業所を有するもの、個人事業者は、市内に住所及び事業所を有するもの
※2法人化されていない任意団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことのできるもの

対 象 経 費

- 出演者等に対する謝金、記念品等
- 事業の実施に必要な消耗品に係る経費（1万円以下）
- 参加者の飲食に係る経費（1人当たり4000円以内）
- ポスター・チラシ等の印刷費
- 切手代、宅配便等に係る経費
- 損害保険等に係る経費
- 広告や新聞折り込み等のデザインに係る経費
- 会場設営・音響・警備等の委託に係る経費
- 会場、機材等の使用及び貸借に係る経費

★補助金は、事業実施後に交付します！

申請に必要な書類

- 日南市企業間コミュニティ支援事業補助金交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- その他市長が必要と認める書類

注 意

- ※ 暴力団及び関係者、市税を滞納している方は対象外となります。
- ※ 宗教活動または政治活動を助長する目的となる事業は対象外となります。

詳しくは、日南市企業間コミュニティ支援事業補助金交付要綱をご確認ください。